

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和7年6月18日（水曜日） 開会 午前 9時04分 閉会 午前10時13分 散会 午前10時17分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 藤 江 徹 副委員長 長谷川 進 野坂 純子 松本 忠明 稲吉 照夫 丸山 千代子 都築 幸夫 (議長 廣野 房男)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	藤本和美議員 吉本智明議員 岩本知帆議員 田境 毅議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 教 育 長 池 田 和 博 企 画 部 長 内 田 守 総 務 部 長 菅 沼 秀 浩 危 機 管 理 監 長 谷 優 一 郎 参 事 (税 務 担 当) 稲 熊 公 孝 消 防 長 山 本 秀 幸 教 育 部 長 山 本 晴 彦 企 画 部 次 長 兼 財 政 課 長 鳥 居 正 和 総 務 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長 山 川 真 知 子 消 防 次 長 吉 田 孝 正 企 画 政 策 課 長 柴 田 淳 一 D X 推 進 担 当 課 長 内 海 敏 明 財 務 担 当 課 長 伊 藤 孝 総 務 課 長 藤 田 美 香 防 災 安 全 課 長 市 川 幹 也 税 務 課 長 小 林 祐 史 庶 務 課 長 稲 吉 仁 学 校 教 育 課 長 加 藤 宏 和
議会事務局職員	議会事務局局長補佐 手 嶋 大 地
会 議 に 付 し た 案 件	第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 第38号議案 幸田町税条例の一部改正について 第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について 第43号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事） 第44号議案 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事） 第45号議案 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車） 第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出

委員長 皆さん、おはようございます。

連日連日、会う人とのまず会話の一番最初の頭出しが、暑いですねからこのところ数日、毎日そんな状況が続いています。テレビ等々の放送でも天気予報、ニュースを含めて全て、まず真夏日、猛暑日、この言葉しか出てこないぐらいもうあふれかえってますけどね。そんな中、先々週ですか、8日の日曜日、実は坂崎学区で学区コミュニティのスポーツ行事、ソフトバレーボール大会が坂崎小学校の体育館であったわけですが、その際に、一応、私も顔を出ささせていただいて、皆さんのほうに今年の夏はここにエアコンが入りますからっていうことを一応説明しました。皆さん、非常に期待感に満ち満ちて、やっと入るのかと併せて非常にそういう期待感に満ち満ちした顔をされています。

ほかの坂崎小学校、今年夏に3校、それから冬休みですか、になるだろうと思われる3校、合計6校が年度内中に空調をつけられるっていうことに対しては、町民が非常に皆さん喜んで、これは通常いうナイス事業っていうんですかね、非常に皆さん喜ばれてる事業の大きなものの一つじゃないかというふうに感じます。

そんな環境にありますので、皆さんのほうも熱中症には十分御留意いただいて臨んでいただきたいと思います。

以上です。

開会に先立ち、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

委員長からお話がありましたように、暑さ対策というお話が出ました。本当に私も夜はエアコン入れないと寝れなくなってくるぐらい暑さが続くということで、熱中症予防等も嚴重警戒がこれからかなり頻繁に続くと思われまます。委員長のお話からありましたように、学校やまた職場の暑さに対する対策強化を早く進めなくてはならないと思っておるところでございます。

日程でございますけれども、企画政策課のほうで事務を執っております6月21日土曜日、JRのさわやかウオーキングは本光寺のあじさいという場所を観光スポットとしまして、三ヶ根駅を中心としてウオーキングが行われるということでありまます。

22日の日曜日でありますけれども、これは防災安全課の事務を執っております防災リーダーの研修ということで、各地域から二、三名の方がお越しになって、9時半から中央公民館、名古屋大学の減災連携研究センターの平山准教授がお話をいただくということでございます。お話のタイトルが「能登半島地震から学ぶ地域防災」ということでありまますので、こちらも防災対策のいろんな研修をしっかりと行ってまいりたいと思っております。

それから、長野県の箕輪町さんの公式訪問ということで、行政視察というのがございまして、これが6月19日木曜日であります。午前中に役所のほうに町長さん、副町長さん、議長さん、副議長さんがお見えになれるということで、午前中は幸田町の概要説明と、また箕輪町さんからも町の概要説明がしたいというお話もありました。そして、午後からは、幸田町内の視察がされたいということで希望されておられます本光寺、豊坂ほっと館、やまびこ館、古民館のo g i、道の駅筆柿の里・幸田まで御案内をしていきたいと思っておるところでございます。

あわせて、彦左まつりが今年はやらないということで、いつも同時開催でありました7月26日土曜日のみのわ祭りがあります。これにつきましても文化・スポーツの交流を深めたいということで、調整しながらこの寄贈やサッカー交流や三河萬歳等々でうまく交流ができないかということで、みのわ祭りのほうにも参加しながら事前調整を行っていきたいと思っております。少しでもたくさんの方々と交流することによって、来る秋の姉妹都市提携に向けて、お互いの市町をよく知り合うということが必要ではないかなと思っております。

本日は付託されました各議案につきまして、慎重審議の上、よろしく可決、承認いただきますようお願い申し上げます。私からの御挨拶に代えさせていただきます。

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますから、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 4分

---

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 質問させていただきます。この住登外という言葉っていうのが、私は議員になって初めて聞く言葉でして、本会議でも質問がございましたけど、繰り返しの部分がございますけども、質問させていただきたいと思います。

まず、住登外者というのがどういう方かっていうと、私ちょっと調べてみると、住民登録がないのに行政システム上で管理されている人というふうにありますけども、どういった方かということで、住登外者個人と法人があるようですけども、どういったケースがあるのか、この辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 今、委員がおっしゃったように住登外者と言われるものでありますが、委員がおっしゃったように住民基本台帳に記載されていないものを住登外者、住民登録以外者というものであります。どういったことに使うかという、今説明したように町に住所を有してない方をシステムで管理する上で、住登外者というものをキーとして登録するものであります。

事例で言いますと、例えば介護保険の場合、もともと町に住所を有していた方が町外の施設に移転、転出したといった場合に、その方は住民登録者から住民登録以外者という形になります。施設に入った場合は、例えば介護保険の場合で言うと保険者は引き続き幸田町というような形になりますので、住登外者を起こして介護保険料の算定にするときの所得情報につきましては、施設のある住所地で課税をされるということになりますので、転出先の自治体に所得照会をかけさしてもらって、その所得を介護保険料の算定に使うと

というような形で住登外の登録をします。

また、保育料の算定におきましても、例えばお母さんと子どもは幸田町、お父さんが何らかの事情、例えば会社の事情で住所地が幸田町でないというような場合ですと、お父さんの住所地のほうに所得情報を照会をして、お父さんとお母さんの所得情報を合算して保険料の算定をするということで、一旦そのキーとなる住登外を起こして、その住登外に個人番号、マイナンバーをひもづけをして照会をするというような形で住登外を起こします。

また、所得情報の照会とは別に、例えば幸田町に固定資産を有してる方が町外の方の場合についても、住登外を起こしてその資産に対する課税をするというような形で住登外を起こしております。

以上となります。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 分かりました。それで、住登外者には今言われたのは個人ですよ、法人っていうか、あるようですけども、こういったものはどういったケースでしょうか。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 法人の場合につきましても住登外というような形で登録をします。例えば先ほど固定資産の事例で挙げた場合に、例えばその固定資産を法人で所有しとるというような場合についても住登外のキーを起こして、それに課税をしまして請求をするというようなそんな仕組みになってます。

また、例えば軽自動車、法人の方が所有しとると、事業所が幸田町にあるというところで住登外を起こして課税をするというような形で、そういう使い方で住登外を起こしております。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 分かりました。ありがとうございます。本町では、今言われたいろんなケースがあるということで、個人そして法人においてそれぞれの該当者の数、これを教えていただきたいと思います。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 住登外におきましては、住民喪失後の住登外、いわゆる住民基本台帳に一度でも記録され、住登外になった者が3万8,904件、あと幸田町に住所を有してない、最初から住民登録以外者というような形の該当者が1万1,244、合計5万148件ということになります。こちらの件数につきましては、議案質疑があったように、今までの過去のシステムの履歴も引き続き継続するということで、かなり人口より多い件数になっておりますが、なかなか今住登外、一旦登録したものについては履歴の関係もあるということで削除することがなかなか難しいということになってますので、そんだけの人数になっていると、こういうことになります。

以上です。

委員長 よろしいですか。

DX推進担当課長。

DX推進担当課長 もう一点、質問のあった法人と個人のわけではありますが、今ちょっとデ

一タのほうを持ち合わせていませんので、また改めて報告をさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 住登外者に関してでありますけれども、今まではこの何ていうんですかね、別表等には記載をされていなかったということで、新たにこの情報システム標準化の下でこれが起こってきたということなんですよ。確認です。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 今おっしゃったように、今回、標準化、いわゆる地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準準拠システムというのを、今、構築しております。その中で宛名番号、いわゆる住登外を管理するその業務について、各業務で連携をすると、いわゆる情報連携といわれますが、その内容については独自条例に提示しなさいよということがありますので、今回提示をさせていただいたということになります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 そうしますと、これは過去の5万148件っていうのは過去の情報ということですかね。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 今おっしゃった5万148件というものについては、もちろん過去の住登外も含めてということなんですけど、今回、個人番号のひもづけという部分があります。過去の住登外については、もちろん個人番号、ひもづけはしておりませんので、住登外の5万148件のうち個人番号、いわゆるマイナンバーが付設されてる件数としては1,468件ということになりますので、その1,468件について個人番号取得をし情報照会、連携をするよというような仕組みになっております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回の住登外に関するマイナンバーのひもづけっていうのは、1,468件ということですが、過去の今までの部分、過去も継続もしているわけですが、今までの部分っていうのはもうずっとこの情報としてどれぐらい残るのでしょうか。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 過去の情報につきましては、実際、使用してない住登外があれば削除するというのが本来でありますけど、先ほど説明したようにシステムの中で履歴を管理してますので、そこで住登外を切ってしまうと、過去の履歴が見れなくなってしまうと、こういうことがありますので、なかなかその完全に削除するっていうのが難しいんで、引き続き継続をしていくと。ただ、どっかのタイミングで業務で全然使われてない住登外があるようであれば、それは履歴も含めて削除するというのも検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 例えば死亡とかそうした部分っていうのもあるかというふうに思うんです。それと同時に、これから例えば新たに発生する住登外者っていうこともありますので、そうしたときのこのやっばりやり取り、行政間のやり取りということはLGWANに基づいて、行政間で中間サーバーでやり取りしていくよということだったわけでもありますけれど

ども、そうしたときに、本会議の中では閉ざされたネットワークだから、データの流出っ  
ていうのはあり得ないよというようなことが言われたわけでありましてけれども、でも、何  
があるか分からないということでもありますので、その辺のところのきちとしたその情報  
の管理ということはどのように、国のほうから指示があったかどうか分かりませんが、な  
っているのかをお答えください。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 今、委員、意見されたLGWANというものであります。これは政府、  
自治体間のネットワークということで、インターネットではない閉ざされたネットワーク  
という形になります。こちらについてはLGWANといわれるものなんですが、機器も更  
新をしております。今、第6次ということで、もう6回、LGWANの関係の機器の更改  
が発生しとるということです。

また、ネットワークについても、閉ざされたということで、国のほうがセキュリティ  
の管理をします。いわゆるJ-LISといわれる地方公共団体情報システム機構、そちら  
が管理してるということで、日本全国の自治体が負担金を出してこのLGWANのネット  
ワークを使っていくということになります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今ずっと聞いておりますと、相当数の業務量になってくるんじゃないかな  
というふうに思うんですけども、これが情報システムの標準化に基づいて行ってくる  
ことであるならば、例えば職員の体制ですね、そういうのが今の状態の中で十分な  
かというふうに思うわけでありましてけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 今おっしゃるようにセキュリティの脅威、サイバー攻撃等あります。そ  
ういったことも踏まえて、もちろんその機器の整備というものであります。職員のいわ  
ゆる研修、そういった機器、情報の漏えい、そういったことにつながらないようにとい  
うことで、日々研修のほうはさしていただいています。毎年、eラーニングといった通信でや  
る教育等々、最新の情報を職員に勉強してもらって、情報漏えいにつながらないとい  
うような形で教育のほうは実施しております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 この施行期日でありますけれども、議決の日というふうに言われましたが、  
いつから発生していくんでしょうか。議決の日は、幸田町の議決の日は6月25日であり  
ますけれども、もうこの日から早速、始まっていくんでしょうか。

委員長 DX推進担当課長。

DX推進担当課長 いつからという御質問であります。まず本町の標準化の移行日とい  
うものが令和8年の1月26日を予定しております。ただ、その1月26日が本稼働とい  
う形になりますが、そこまでに至る間にデータの連携だったりシステムの検証、そ  
ういったものでこの情報連携というものをしていくわけでありまして、施行日  
からその対応をすることで、今回議決の日からという扱いにさせていただきました。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第37号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第37号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案 幸田町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 まず、公示送達についてお伺いをいたします。本会議の中でもこの公示送達についてお尋ねしたわけでありましてけれども、なかなかこれが情報の管理といいますか、個人情報の関係で言うとプライバシーが守られない部分っていうのが浮き彫りになってきたのではないかなというふうに思うんですけども、国のほうも苦慮しているよということであったわけですが、こうした個人情報の関係でどのようにしていくおつもりなのかを伺いたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 公示送達の御質問につきまして、お答えさせていただきます。

先ほど委員がおっしゃられましたように、この公示送達ですね、こちらにつきましては公示しております事項としまして、住所それから氏名ですね、あと送達すべき書類、どんな種類の書類を公示送達するんだと、それから、その公示送達をする事由等々ですね、記載してあるものを現行ですと役場庁舎の外の掲示場のほうに掲示をさせていただいておると。これをインターネットを用いた形で、不特定多数の方が閲覧できる状態に置くこととする、今回は改正となっております。公示しております事項が氏名であったり住所ということで、個人情報があるという中で、このプライバシーの問題についてっていうのは、国なんかもいろんな問題があるのではないかなというようなことで、今、検討もされておるということであります。

本町におきましても、このインターネットを用いた手法で公示送達をするということになりますと、当然そういったプライバシーも配慮しながらっていう形を検討していくということになりますので、議案質疑のときにも答弁させていただいたような国から出ております指針であったりだとか、他の自治体の事例を参考にしながら、プライバシーのほうを十分配慮した形で事務の処理を行っていきたいと考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今までも役場の入り口のところに掲示してあるっていうことで、見ようと思えば誰でも見れる状況であったわけでありましてけれども、これがインターネットですと広がってしまうというふうなことがあるわけですが、それで、今までの事例の中でこの公示送達に関わってどれぐらいの案件が処理をされたのか、分かったらお答えください。

委員長 税務課長。

税務課長 公示送達ですね、令和6年度の実績で申し上げますと、279件となっております。

主なものとしましては当初の納税通知書ですね、納税通知書の送付であったりだとか、多いものでありますと督促状の関係があるという形になっております。過去を見ますと大体件数としては約300件ぐらいずつですかね、推移をしておりますと督促状が件数としては多いという傾向があります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 それで公開をして、お知らせをして、解決に至ったものっていうのはあるんでしょうか。どれぐらいあるんでしょうか。分かる範囲でお願いします。

委員長 税務課長。

税務課長 解決、例えばその掲示場を見られて御本人様が来られたというような解決という御質問かなというふうに承りました。私、税務課これで3年目、それから過去にも5年税務課おったんですけれども、私の知る限りでは掲示場の公示送達を見て訪ねてこられたっていう方についてはいらっしやいません。ただし、この公示送達につきましては、もうその納税通知やなんかは届いてないけれども、その公示送達という手続でもって相手方に送達されたものとみなすという制度になっておりますので、その後、いろんな納税の催告等々をするということはあるんですけれども、実際に公示送達の紙を見られて訪ねてこられたっていうのは私の記憶ではございません。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 次に、個人町民税についてお聞きしたいと思います。これは特定扶養親族の関係になるわけでありましてけれども、今回の103万円の壁ということで、大学生のアルバイト、この辺のところ新たに特別控除が創設をされてきて、これ、いろいろ調べておりますと、相当段階がございますが、大変複雑になってるなというふうに思うんですけれども、該当する方たちはとてもいいなと思うんですが、その辺のところこうした点について、もう少し詳しく公開できるようなことがあるんでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 特定親族特別控除の関係ですね、お答えさせていただきます。

先ほど委員からもありましたように、令和7年度の税制改正でもっていわゆる103万円の壁ということで、現在の人材不足が、大学生年代のアルバイト、就業の調整をしていると。その調整する要因が税制、これが一因となっているのではないかとということで創設をされております。制度の概要のほうを少しお話をさせていただきますと思います。

まずもって、この控除というものなんですけれども、この控除というものにつきましては、納税者の方に配偶者ですとか扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうか等々を個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から引く所得控除で今14種類あります。その中に扶養控除というものがあります。さらにその扶養控除についても、その年齢、老人だったり一般であったりっていうようなことで、いろいろある中で特定扶養控除というものが19歳から23歳未満までの子を対象としたものが現行制度ではございます。

今の特定扶養控除につきましては所得が48万円、給与収入に直しますと103万円までの所得がある19歳から23歳未満までの子を対象としておりまして、扶養している人、親などなんですけれども、その方たちから所得税では63万円、住民税では45万円が所得から控

除されるという仕組みになっております。

今回の改正後は、この所得の48万円の部分が10万円アップして58万円までで要件が引き上げられて、それに加えて19歳から23歳未満の大学生年代の子など、所得金額が85万円、給与収入に直すと150万円までは、扶養している人がこれまでの特定扶養控除と同額の所得控除が受けられるという形になります。その所得を超えた場合でも、先ほど委員からありましたように、扶養している人が受けられる控除の額が段階的に減ってはいくんですけども、段階的に扶養していらっしゃる方から控除がされるというような形になっております。

所得税、住民税ともに、その19歳から23歳未満までの子の要は所得に応じて控除される額が変わってくるということで、一番上限でいきますと、120万円を超えて123万円以下ですと控除の額は3万円であったりだとか、95万円から100万円以下っていうことになりまして控除の額が45万円っていうことで、細かく区分されてその扶養している方たちから控除がされるという仕組みになっております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 非常に段階的に複雑な税控除になってくるわけでございますけれども、これに今回のこれが改正をされることによって、どれぐらいの影響額があるのか、試算をされておりますか。

委員長 税務課長。

税務課長 今回の特定親族特別控除における影響額の御質問です。

令和7年度の当初課税、こちらをベースとして、先ほど申しました所得金額が58万円を超えて、段階的に控除が受けられる所得金額の上限の123万円以下の所得があった19歳から23歳未満の子たち、大学生年代の子が令和7年度の当初課税では68人いらっしゃいます。この68人から試算をしますと、約120万円程度の影響があるというふうに概算を試算しております。ただし、実際に影響を受けるのが令和8年度の予算からという形になりますので、令和8年度の当初予算の積算の際には詳細のほうを分析しながら、予算のほうは積算させていただきたいと考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 こうした国の政治によって、このように個人町民税に大きく影響をしていくということであるわけですが、こうした減収に伴う国の負担というのはあるんでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 今回のこの税制改正による減収分については、本町において国の補填的なものについては聞いてございません。令和6年度に実施しました定額減税ですね、これにつきましては国から交付金を頂いております、約2億500万円という形になっておりますけれども、今回のこの税制改正による国からの補填というのはないものかと考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 国の補填はないというようなことでありますけれども、やはりこうした税制改正によって町の税収が減少してくるというのは本当に大きな痛手でありますけれども、

しかしながら住民にとっては、これは逆に減税になるということだというふうに思うんですが、表裏一体の関係になってまいります。

そこでまたお伺いをするわけでありませうけれども、こうした国の制度が変わることによって、税務課等では相当苦慮されているというふうに思うんですけれども、1つの事例でありますと今年、今年度、住民税、個人住民税の関係のそうした届かないと、用紙が。そういうことで、すごく遅れてきてるんですね。いまだに今回の個人住民税も個人の元に届かないということでもありますので、そうした点で、なぜ幸田町って遅れるのかということをお苦情として聞いております。その辺のところはどうなってるんでしょうか。例えばもう一つは軽自動車税、これも遅かったですね。こうしたやはりせめて納期までは1か月ぐらいいが当たり前じゃないかと。県税ですと1か月は十分ありますよね。ですので、その辺のところを改善していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 納税通知書が届くのが遅いという御質問いただいたかと思っております。

この納税通知の発送、これにつきましては各税目で納付する期間というものが条例の中で決まっております。個人町民税でありますと6月の15日から6月の末までが第1期の納付ということで、おおむね6月の15日にお手元に届くような形で郵便局のほうに持込みをさせていただいております。ただし、昨今の郵便局の配送の状況によりまして、多少遅れてお手元に届くというような事例も聞いております。この納税通知書が届かなければならない期限と申しませうか、日なんですけれども、納期限から10日前までに、その納税通知書のほうは届かなければならないということが法律で定められております。それに従いまして、現行ですと条例に決まっております町民税であれば6月の15日というふうにはさせていただいておるんですけれども、昨今の郵便事情等々も考慮して、税条例にそれ決まっておるんですけれども、そういったものも検討しながら納期限、特に固定資産税でも同じことが言えるんですけれども、最初の納期限、固定資産税であれば通常4月30日ですね、固定資産は同じく4月15日から4月の末までが最初の納期限になっておりますので、そういった最初の期限のほうも条例上、見直しのほうを図っていきながら、ちょっと納期限よりも早くお手元に届くような改正のほうを検討させていただきたいと思っております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 ぜひそうした手当てをしていただきたいということもあるんですが、それよりも前に、やはり税務課の職員がやっぱり不足してるんじゃないかと。その辺のところを、やはり条例上ではそのように期限が決まっているわけですが、その前に発送できないっていいですか、通知できないと、こういう状況があるならば、そこを改善していただく方向のようにお願いしたいなというふうに思います。これはお願いでありますので、答弁は結構です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第38号議案 幸田町税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第38号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第39号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第43号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ありませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第43号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事）を原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第43号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事）を議題といたします。

本会議において説明を終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第44号議案 工事の請負契約について（高齢者生きがいセンター移転施設改修工事）を原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第44号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に第45号議案 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）を議題といたします。

本会議において説明を終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回の落札額ありますけれども、99.64%ということでありました。それで、辞退が5社だということから考えると、ほぼ100%に近い落札率だと思うんですね。しかも、2回にわたっているということから考えると、これは、これ予定額、公表されておきませんので、この辺のところ見積りといいますか、その辺が高かったのか、それともどうだったのか。このように至った経過をお尋ねしたいと思います。

委員長 答弁を求めます。

財政課長。

財政課長 本件の入札につきましては、2回目の入札のほうにかかりまして、5社につきましては1回目の最低価格、1回目の規格の一番最低の金額は通知しておりますので、そういった1回目の額を下回るということがないということが辞退の理由となっております。また、今回の委員言われましたように、100%に近いという、今回、非公表ではありますが、基本的に見積額が、適切な見積りよっての設計金額かどうかということをお尋ねされたと思いますが、今回の価格につきましては適切に設計金額をされていると認識しております。

以上です。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 見積りが適正だっというふうに言えば、それは適正な金額で見積られるとは思いますが、ずっとこの消防関係の入札執行状況を見ますと、もうほとんど小川ポンプ1社ということが続いているわけですから、この辺のところをこの見積りに当たっていろいろ参考にされることもあるかとは思いますが、いかがなんでしょうか。

委員長 財政課長。

財政課長 入札の結果、今回もですが小川ポンプさんのほうに落札という件がありましたけれども、1社だけではなく担当課のほうで、こういったちょっと専門的な車両ではございますので、そういった適切なほうに幾つかの業者によって見積り等を取っていただいて、適切な設定金額のほうを算定していただいていると思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 特殊車両ってということで、それぞれの地域性に依じた附属品等もあるかというふうに思いますし、そういうことも伺っております。また、積載による違いもあるというふうに思うわけでありまして、やはり、こうした特殊車両につきましては、見積りはやっぱりきちんとしていくということも必要でありますので、過去の事例や、あるいは近隣の事例等をやはりデータとして集めながらやっていただきたいというふうに思いますので、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長 財政課長。

財政課長 委員おっしゃるように、こういった消防車両には特殊な機器もありますが、そういったのは業者さんのほうに適切な見積りをいただいて設計に臨んでいきたいと思っております。また、他市町村のほうでも同じように更新のほうは事例はありますので、そういうのも参

考にしたいと思っておるところでございます。また、今後につきましても、消防さんのほうでは更新計画ありますので、引き続き、こういった事例のほうはお願いすることとなりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第45号議案 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車）を原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第45号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時55分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

ありませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 歳出のほうでお聞きをいたします。総務費の国内大学進学支援奨学金等のいわゆる奨学金に関わる質問でありますけれども、これが7月からということで補正予算にも載ったわけでありましてけれども、町長が言われたように、寄附者の死亡によって、今ちょっとこれが宙に浮いた状態になっているわけですが、その後どうなったかということ、これは寄附金によって給付金制度が創設をされたわけでありまして、やはりこれは期待をする事業でありますので、もし寄附がなかっても継続する考えがあるかないか、その辺のところをお聞きしたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 寄附金につきましては委員おっしゃられるとおり、寄附者から頂いたものを、この事業にあてがっていくもので、現在、相続される方とお話をする機会をつくっていきたいということで調整を取っている段階でございます。その寄附者の相続の方の御意向にもよってきますので、それらを踏まえての7月募集というものは延期させていただいて、早期に実施できるといいなというふうには考えておるところです。

また、現在頂いている寄附金、7,000万近くありますが、そちらのほうは御意向に沿ってこの奨学金に充てていきたいなというふうには考えております。ただ、今後どのように寄附額が続くかっていうことで、そこらを打ち合わせることはなるんですけど、寄附をもって事業を実施していくということで幸田町としては今考えておりますので、もしなくなってしまうと、この制度は考えさせていただくことなのかなというふうには思ってお

ります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 非常にこうした若者支援ということで、これから本当に大変な厳しい中で進学をしたいという子どもたちの願いが、途中ではしごを取られてしまうということがあるといたしますと、やっぱり失望してしまうわけでありまして。ですので、確かに1人の方の寄附によってこの制度が創設はされたわけでありましてけれども、それならばやはりほかにも呼びかけをすとか、そして、事業は継続をすると、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、まずは、しばらく状況を見守るしかないかなというふうに思うんですが、その辺のところをやはり継続に向けて考えていく、そういう立場じゃないのかなと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長 企画部長。

企画部長 継続に向けてということでありましてけれども、今のところ、頂いてるお金、それから委員言われましたとおり、新たな寄附者を設けてということも含めて、今のところ、相続人の方の御意向を聞いてから、また制度設計についても考えていきたいなと思っておりますので、今のところ、まだ状況がどういうふうに進んでいくかというのは分かりませんので、今できることをまた考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 7月からということで、結構、広報っていいですか、割と皆さんもよく知ってきている部分もあるかというふうに思うんですね。例えば。

委員長 ここで暫時休憩いたします。

地震速報の今、テスト放送がされました。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

委員長 御協力ありがとうございました。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 議会だより等でも大々的に結構広報されておりますので、やはりこれが結構、皆さんに知れ渡ってる部分あるわけでありまして。7月からというようなこともたしか書かれてあったと思いますので、そうした点でいきますと、本来7月からってというような計画であったわけでありまして、寄附者が亡くなったということで制度設計を新たにやり直すよということでありまして、やはり来年からの実施に向けてやるとするならば、これは早急にやっぱりきちんとやっていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところはいつ頃の確定していくのかお伺いしたいなと思います。

委員長 企画部長。

企画部長 まだ、実は相続人の方とのお話合いが日程の設定をして、まだお話合いができてないので、そちらをしてから意向を確認してからということになりますので、今回7月の広報は取りやめて、海外留学のほうは10月募集を行う予定でしたが、そちらのほうは取りあえず、取りやめというふうに考えています。できれば早く、来年度の4月募集等をかけ

てはいきたいと思っておりますが、その寄附者の方の意向によっては制度自体も大きく変わる可能性もあって、あと寄附者の相続人と新たにその制度の内容についても確認をして詰めていく必要もあるかと思っておりますので、そこら辺の内容の調整に今度はさらに時間もかかる可能性もありますが、なるべく早くそちらのほうも調整して進めていきたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 今の件にかけてですけれども、ただね、これ今、頭で3,000万っていうものを頂いて考えてますと。前にもちょっとお話聞いたときに年間400万円ぐらいかかると。大学であれば4年間、1,600万かかるわけです。そうすると、途中で終わるとなると、その4年間がペアになってしまう。途中でっていうのは非常に難しいと思いますので、できればどういう形で話が終わるかもしれませんけれども、4年間の保証のついたような形でやはり協力する形、そういった設定で、それ以上は無理しないでやってほしいと思います。途中でなってしまうっていうのは、いかんことです。それは町としても、最終的に対応せないかんと思いますけれども、その辺の設定がちょっと私は非常にあやふやで長期にわたることですから慎重に検討したいなというふうに思います。

委員長 企画部長。

企画部長 国内の大学等ですと4年間、海外の留学についても海外大学への留学だと4年間っていうのが想定はされます。今回、制度設計上は1年、取りあえず1年を承認してから、毎年、再度申請をいただいて4年間っていうふうな形では考えておりますけれども、現在、頂いておる金額が7,000万で、取りあえず頂いておるのは2年間分をもらっておりますので、ただ、それですともう4年間のうちの2年で終わってしまうということでもあります。それが2年で終わっていいのか、それとも先ほど言われた4年にしたほうがいいのか、今ある7,000万、それを使って薄く広くするのか、それとも引き続き寄附が頂けるのかっていうところで大きく変わるかなと思っております。当初、寄附者の方は生活が苦しい方であったり、海外の留学をする方、ほぼ全額を見てあげたいというような思いが強くて、この寄附を頂いた経過がございますけれども、今回7,000万でもし終わりということであれば、その原資に寄附された方の相続人と、そのお金の使い方、薄く長くすることも含めてまた検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 私はそういった奨学金をもらうっていうことは、生活がそんなに余裕がない人がお願いするわけですので、1年ごとの確かに資金からすると契約っていう形のものはないかんですけれども、ただやはり、それですとやっぱり受ける学生さんも不安定になりますので、やっぱり安心してまず4年間、それ以上であれば本人の責任がついて回るよっていうのはやっぱり引導を渡すべきだと思うし、やはり4年間っていうのは安心して勉学に励めるように、そういった背景をつくってあげるのが理想だなというふうに私は思います。その辺のところをよく検討を願って実施してほしいなという思いがいたしますので、

よろしくお願いいいたします。

委員長 企画部長。

企画部長 そちら辺も含めて、どのようにしていくか、相続人の意向をまず聞いた上で、これからどうするか考えていきたいと思います。

以上です。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 話が変わりまして、別のほうで、NHKの受信料、この間ちょっと1回言われて、ちょっと口頭で立ち話でお伺いした点はありますんですけども、ここNHKの受信料が各会、いろんなところへわたって補正予算の中へ入ってるわけですけども、この基準としてどういう形になったのか。例えば、役場の中であれば各部ありますよね、建設部、総務部、そういった部で一括というふうに解釈されてるのか、課までわたっておるのか、その辺のところの分けちゅうのはどういう形になってるのかお聞きしたいと思います。一般的な家庭であれば、離れのうちをつくって2世帯が住んどっても世帯主が1人で申し込んであれば、各家庭1個だよという話も聞いたことあるんですけども。そういった面で、企業と家庭との違いというのも含めてお話し願いたいと思いますが、その辺の状況をお聞かせください。

委員長 財政課長。

財政課長 NHKの受信料につきましては、委員のおっしゃるとおり、個人家庭につきましてはそれに追加しておりませんが、一家族に当たりですんで、お支払いしていただければ、今回、補正をお願いしたカーナビに関係する別途で払う必要はありません。ただし、今回、うちの幸田町に支払いとなりますのは、事業所扱いとなりますので、事業所の場合は設置場所ごとに受信契約が必要となっております。こちらの関係で財政課のほうで本来、各課の照会さしていただきまして、その台数と設置場所の確認をして、本来ですと契約しなければならないところでしたが、今回カーナビにつきましては、本当に認識不足ということで申し訳なかったと反省しておりますが、分かりましたのでカーナビごとにですね、数ごとに予算を決めさしてもらって支払いをさしていただこうと思っております。

設置場所ということで、消防署に関しましては実際に2件ありましたが、こちらのほうも設置場所を考えますと、部屋ごとですね、違うところでちょっと認識不足がありまして、今回のように2件計上につきましては発生としまして申し訳ないと思っております。

以上です。

委員長 12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 この間の説明でも車両にもかかるっていう話がありましたけども、この車両を各部署によっては2台持ってるところもあろうかと思うんですけども、そういった場合は、これは今の家庭の話でいっても1つのグループとして処理されるのであれば、1台という解釈になっているのか、その辺もちょっとお聞きいたします。

委員長 財政課長。

財政課長 ちょっと自分の説明が申し訳ありませんでした。各家庭、設置場所ということになりますので、カーナビですと車ごとということになりますので、今回ですと一例を出して申し訳ないんですけど、消防署さんになりますと台数で言うと、車ですと7台っていう

ことで、7台それぞれにつきましてNHKの受信料が発生いたしますので、それぞれで計算してもらって、NHKさんに確認してもらって支払いをするということになりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第46号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出を原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第46号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、総務教育委員会を閉会いたします。

閉会に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

町長 ただいま付託されました議案に対して、慎重審議ありがとうございました。

様々な貴重な意見を承りましたので、しっかりと受け止めていきたいと思っております。特に税関係につきましては、住民の方々に早めに周知するだとか、また新しい税法改正の内容についてしっかりと御理解いただけるような努力をしていきたいと思っております。

それから若者の支援の奨学金でありますけども、御心配いただいておりますので、何度か基金を積み立てて7,000万円以上頂いてこの資金につきましては、しっかりと若者の方々に残念がられることのないように、何らかの形で対処していきたいと思っておりますけども、この亡くなられた奇特者の方には、改めてお悔やみ申し上げたいわけでありまして、私も4月早々、この寄附に対するお礼を感謝状を持ってお伺いしたいということでありましたけれども、体調を崩されておるということで、まずは早く体調を取り戻していただくということが一番でありますので、私からはいろんな事情の将来的な構想を元気なときにお持ちであったことは間違いありません。その理念をどのような考えをお持ちだったかということもお聞きしたかったわけでありまして、すぐに体調が戻されるんじゃないかなということで入院されても、またどこかで会えるという期待を持っておりまして、残念な結果になってしまいました。相続権の方がしっかり分かっておりますし、四十九日ですかね、それが終わってから、やっぱり今、喪中でありますので、それが終わってから相続権の方は、私が出向くって言いましたけれども、こちらへ来たいということであったので、そこで意思をしっかり確認しながら、亡き寄附の方々の御意向と新しい相続権の方の意向は、やっぱりどこかであると思っておりますので、やはり、どう考えても新しい相続権者のお話を尊重すると、これが大前提だと私は思っておりますが、先ほど企画部長のお話ありましたように、やはり亡き方の意向も十分くんで、相続権の方が来てくださるんじゃないかなということもあります。これは本当に幸田町にとっても貴重な財源であり、若者の支援対策にとっても重要な施策であるので、私にとってもこの財源をうまく使いたいということ

もししっかりお話をさしていただきながら、受け止めて将来の若者に対しての期待のあるような奨学金事業にしたいと思っておりますので、まずはお見えになってからのお話になりますが、ちょっとしばらく選定する方々に対して、もうちょっと早くしたら、この事業が手を挙げてうまくできたのねっていうことで、事業の選定計画から今年はちょっと漏れてしまうというようなことがないような形は絶対やりたいなと思っておりますけど、ちょっとしばらくそういう喪中もあり、新しい相続権者の心情というものもちょっとございますので、これはもう本当に申し上げにくいんですけども、御理解いただく形の中で早めに結果を出していきたいと思っております。

本日は慎重審議ありがとうございました。お礼申し上げます。

委員長 長時間、熱心に御審議いただきありがとうございました。

また、あわせて、突然ではありましたが、シェイクアウト訓練に御協力いただきまして感謝申し上げます。

これにて散会といたします。

閉会 午前10時13分

散会 午前10時17分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和7年6月18日

総務教育委員会  
委員長